

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

平成16年5月10日
北陸電力株式会社

本日、当社は「志賀原子力発電所原子炉施設保安規定」*の変更について、経済産業大臣より認可をいただきました。

これは「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（平成15年10月1日改正）に基づき、平成15年12月19日に申請していたものです。

今回の原子炉施設保安規定の変更では、品質マネジメントシステムの確立や志賀原子力発電所の組織の一部を改正し、一層の品質保証体制の充実を図ることとしています。

また、あわせて志賀原子力発電所建設所においても組織の一部を改正し、一層の品質保証体制の充実を図ることとしています。

*：原子炉施設保安規定

原子炉等規制法に基づき、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止を図ることを目的として、原子力発電所の保安に関する基本的な事項を事業者が定め、国の認可を受けたもの。

以上

添付資料

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更について

1. 品質マネジメントシステムの確立

- ・ 社長がトップマネジメントとして品質方針を設定し、志賀原子力発電所長、原子力部長等が品質目標として展開。これを達成するため原子力部門が品質保証活動を実施。
- ・ 原子力部門から独立した経営管理部原子力監査室により、監査とフォローアップの実施。
- ・ 社長が原子力部門の品質保証活動状況や原子力監査室による監査報告などに基づきマネジメントレビューを実施し、品質方針の見直しや継続的改善を行う。

2. 原子炉施設の保守管理に関する事項の記載の充実

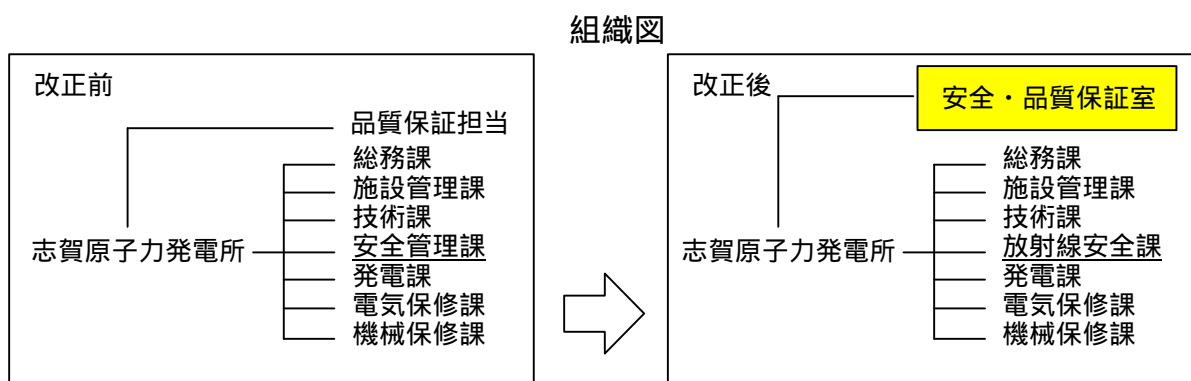
原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要事項に関し、講ずべき措置等の記載の充実

3. 原子炉施設の定期的な評価に関する事項の記載の充実

10年を超えない期間ごとに原子炉施設の保安活動の実施の状況や最新の技術的知見の反映状況等を評価する等、定期的な評価等の記載の充実

4. 志賀原子力発電所および志賀原子力発電所建設所の組織の一部改正

- ・ 原子炉施設保安規定の変更により、品質保証体制の一層の充実を図るため、志賀原子力発電所に安全・品質保証に関する指示、指導を行う部門として、「安全・品質保証室」を設置し、組織上の位置付けと業務分掌の明確化を図る。



(注) 部分：新設箇所， _____ 部分：課名変更箇所

また、今回の志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更にあわせて、志賀原子力発電所建設所においても、品質保証に関する指示、指導を行う部門として、従来、品質保証担当を配置していたが、今回、新たに、「品質保証室」を設置し、品質保証体制の一層の充実を図る。